

檢 定 意 見 書

[illegible]

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 104-219		学校 小学校	教科 生活	種目 生活	学年 1・2
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検定基準
	ページ	行			
1	上巻 7		「ちきゅうの みらいに ついて かんがえて みよう」マーク（上巻13ページ、47ページ、57ページ、59ページ、73ページ、93ページ、119ページ、132ページ、137ページ）及び「ちきゅうの みらいに ついて 考えて みよう」マーク（下巻表見返、37ページ、39ページ、43ページ、54ページ、84ページ、96ページ、109ページ、117ページ、122ページ、125ページ）	児童にとって理解し難い表現である。	3-(3)
2	29	上写真	車椅子の写真	児童が誤解するおそれのある写真である。 (車椅子の介助の仕方)	3-(3)
3	63		のこった いろみずを まぜると いろが かわるかな。	発展的な学習内容には該当しない。	2-(15)
4	77		がくしゅう どうぐばこ③なかよし クッキング	発展的な学習内容には該当しない。	2-(15)
5	111		はってん「かげの むきが かわるんだね。」	学習指導要領上の位置付けが明示されていない。	2-(17)
6	129	上写真 cap	「ロゼット」「ふゆめ」	児童が誤解するおそれのある表現である。 (植物名と誤解するおそれ)	3-(3)
7	下巻 16		はってん「くもりの 日には タンポポは どうなって いるかな。」	学習指導要領上の位置付けが明示されていない。	2-(17)
8	40 - 41		見つけたぞ、夏の こん虫キング	発展的な学習内容には該当しない。	2-(15)
9	55	左写真 cap	大阪府柏原市（おおさかふかしわばらし）	誤りである。 (「かしわばらし」)	3-(1)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

檢 定 意 見 書

受理番号 104-219	学校 小学校	教科 生活	種目 生活	学年 1・2
--------------	--------	-------	-------	--------

[illegible]

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 104-220	学校 小学校	教科 生活	種目 生活	学年 1・2
--------------	--------	-------	-------	--------

番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検 定 基 準
	ページ	行			
1	下巻 57	図	野さい日記	児童にとって理解し難い図である。 (野さい日記の順序)	3-(3)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 104-221	学校 小学校	教科 生活	種目 生活	学年 1・2
--------------	--------	-------	-------	--------

番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検定基準
	ページ	行			
1	下巻 34 - 35	写真cap	「わたしの まちの 自まん」中，「旭山動物園（北海道 旭山市）」，「皿鉢料理（高知県（こうちし） 高知市（こうちし）」	誤りである。 （「旭山市」「高知県（こうちし）」）	3-(1)
2	36		その 気づきが SDGs（下巻50ページ，72ページも同様），及び「その 行 どうか SDG s」（下巻87ページ）	児童にとって理解し難い表現である。	3-(3)
3	45	囲み	ポスターを作ろう	相互に矛盾している。 （117ページの「ポスター」と「新聞」の区別）	3-(1)
4	123	囲み	SDGs わたしたちが つくる じぞく かのうな せかい	発展的な学習内容であることが明示されていない。	2-(17)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検定意見書

受理番号 104-222	学校 小学校	教科 生活	種目 生活	学年 1・2
--------------	--------	-------	-------	--------

[illegible]

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検定意見書

受理番号 104-223	学校 小学校	教科 生活	種目 生活	学年 1・2
--------------	--------	-------	-------	--------

[illegible]

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 104-224	学校 小学校	教科 生活	種目 生活	学年 1・2
--------------	--------	-------	-------	--------

番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検定基準
	ページ	行			
1	上巻 表見返 2		「がくしゅうずかん」中、「あんぜんに すごそう…14」「けんこうに すごそう…16」	誤りである。 (ページ)	3-(1)
2	1	図	「どんな きけんが あるかな？」及び「どちらが あんぜん？」	児童にとって理解し難い図である。	3-(3)
3	102 - 103		ゆきが ふらない ちいきでも やつて みよう	発展的な学習内容であることが明示されていない。	2-(17)
4	下巻 114 - 115		地きゅうの みらいを 考える	発展的な学習内容であることが明示されていない。	2-(17)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。